

ハト電話の利用手続についての合意書

_____ (以下「甲」という) は、株式会社
建築資料研究社 (以下「乙」という) と一般財団法人ハトマーク支援機構 (以下「丙」という) がK
DDI株式会社 (以下「丁」という) と契約している法人用携帯電話・タブレット端末 (以下「ハト
電話」という) を利用するための事務手続等について以下の通り合意をした。

第1条 (ハト電話を利用できる資格)

1. ハト電話を利用できるのは宅建協会の会員のみとする。
2. 甲が宅建協会の会員の資格を喪失した場合、その喪失日より5日以内に丙に対しハト電話利用契約の解約届を提出し、ハト電話利用契約を解除するものとする。
3. ハト電話利用契約は法人名義で契約する。ただし、みなし法人での名義でも可とする。

第2条 (申込み手続等)

1. 甲は、丙に対するハト電話利用契約の申し込み、および契約の更新手続等を、乙を事務手続の窓口として、乙経由で行う。
2. 甲は、乙に対し、ハト電話の新規の申し込み手続、毎年の更新手続、機種変更の手続ごとに別紙で定める事務手数料を支払う。なお、甲が乙に支払った事務手数料については、いかなる事由による場合でも返還されないものとする。但し、明らかな誤計算の場合を除く。

第3条 (利用料金の滞納の場合についての説明)

1. 甲は、丁へのハト電話の利用料金を1ヶ月滞納すると利用停止となり、2カ月滞納するとハト電話利用契約が丙及び丁により解除されることについて了解した。
2. 前項の甲のハト電話の利用料金の滞納による利用停止や契約解除について乙は何らの責任を負わない。

第4条 (丙と丁のハト電話についての通信サービス契約の終了等)

丙と丁のハト電話についての通信サービス契約が解除等により終了した場合、甲と丙とのハト電話利用契約も当然に終了する。また、丙と丁のハト電話の利用についての通信サービス契約の内容が変更した場合、甲と丙のハト電話利用契約もその変更内容に従い変更される。甲は上記の場合のハト電話利用契約の終了または内容の変更について、乙、丙、丁に対し、異議を申し立てたり、損害賠償請求等をすることはできない。

第5条 (個人情報等の共同利用)

甲から乙に提供された個人情報、会社情報、その他の一切の情報は、ハト電話利用契約の目的のために乙丙丁で共同利用をする。なお、個人情報の管理についての責任者は乙とし、甲は自己の個人情報について訂正その他の連絡をする場合には乙に対して行うものとする。

第6条 (合意管轄)

本契約に関し争いの生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

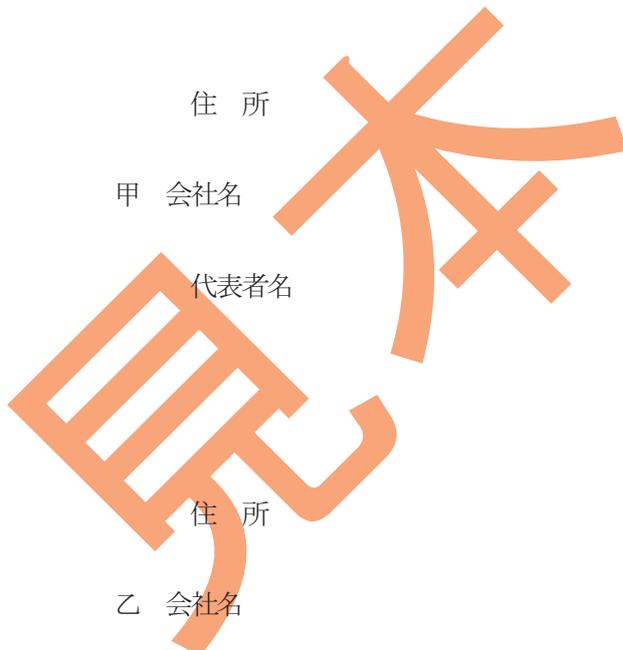
第7条 (協議事項)

本契約の解釈に疑義を生じたときは、法令の規定及び慣行に従うほか甲乙誠意をもって協議し、その解決をはかるものとする。

本契約締結の証として甲は本書2通を作成し記名押印のうえ、甲乙が各1通ずつを保有するものとする。

平成29年 月 日

住所
甲 会社名 印
代表者名
住所
乙 会社名 印
代表者名 支店長



ハト電話事務手数料一覧

■ハト電話事務手数料（1台あたり、消費税別途）

	事務手数料名	手数料	備考
1	ハト電話新規手数料	¥5,500	新規ハト電話契約時（新規・MNP・譲渡機変・譲渡）
2	ハト電話機種変更手数料	¥3,300	ハト電話ご利用中に機種変更を行う場合

■ハト電話事務手数料（10台以上同時）（10台以上同時契約時の1台あたり、消費税別途）

	事務手数料名	手数料	備考
3	ハト電話新規手数料	¥4,950	新規ハト電話契約時（新規・MNP・譲渡機変・譲渡）
4	ハト電話機種変更手数料	¥2,970	ハト電話ご利用中に機種変更を行う場合

・ハト電話（対象携帯電話・タブレット）を10台以上同時契約時は、3、4の手数料を適用

■ハト電話更新事務手数料（1台あたり、消費税別途）

	事務手数料名	手数料	備考
5	ハト電話更新手数料	¥1,200	ハト電話毎年更新月（年1度）

注意事項

- ・ハト電話発注事務手続きは、手数料入金確認後に実施となります。
- ・上記手数料以外、a u事務手数料等が別途掛かります。
- ・ハト電話更新手続き手数料のお支払いは更新月の2ヶ月前までに入金完了をお願い致します。
- ・ハト電話更新手数料が未払いの場合、ハト電話が解約となる場合が有ります。
- ・ハト電話事務手数料については入金後に途中解約した場合でも一切返金は致しません。

※諸般の事情により料金は変更になる場合があります。ご了承ください。

一般財団法人ハトマーク支援機構
代表理事 和 氣 猛 仁 殿

ハト電話の利用についての念書

_____ (以下「甲」という) は、一般財団法人ハトマーク支援機構 (以下「乙」という) が KDDI 株式会社 (以下「丙」という) と契約している法人用電話 (以下「ハト電話」という) を、乙を通じて利用することについて次の通り合意した。

記

1. 甲は乙に対し、ハト電話の利用 (以下「ハト電話利用契約」という) を申し込み、以下の事項を遵守することに合意した。
2. ハト電話利用契約は、乙丙間の通常の通信料より廉価となる特別価格での法人用通信サービスを甲が利用する形態となり、通信事業者である丙との通信サービス契約は乙名義で締結するが、甲は乙を通じてハト電話の利用権を取得し、甲の通話料金については直接丙より請求書の発行受け支払うことを内容とする。
3. 甲は、乙とハト電話利用契約につき、契約の申込みや更新等の事務手続については、乙が委託している株式会社建築資料研究社・日建学院 (以下「丁」という) を窓口として手続及び事務手数料の支払を行う。甲が事務手数料を未納した場合は、乙は甲とのハト電話利用契約を解除する。
4. 甲は、甲および甲の従業員等の個人情報や企業情報をハト電話利用契約の遂行の目的のために乙丙丁で共同利用することを承諾する。
5. ハト電話の利用は宅建協会の会員のみとする。甲が宅建協会を退会した場合は、5日以内にハト電話利用契約の解約届を乙に対し提出する。解約届けを提出しない場合でも退会確認後15日以降で乙から指示を受けた丙によりハト電話の利用権は解約される。
6. ハト電話の利用につき、甲は丙の利用規約を遵守する。
7. 甲はハト電話の利用において丙の a u ショップでのサービスの一部が制限されうることに同意する。
8. 甲はハト電話利用契約上の権利や地位を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。また、ハト電話は甲と甲の従業員のみが使用し、第三者に使用させてはならない。
9. 甲は、丙より通知を受けたハト電話の利用料金を期日までに丙に支払う。
10. 甲が、ハト電話の利用料金を期日に支払わない場合、支払い期日の翌月よりハト電話の利用は停止され、また2ヶ月間滞納した場合はその翌月中旬より末日までの間にハ

ト電話利用契約は解除される。

11. 前項の料金滞納によるハト利用停止やハト電話利用契約の解除については、甲は乙丙丁に対し、一切損害賠償請求等をする事はできない。
12. ハト電話利用契約の契約期間は本日より1年間とする。ただし、ハト電話利用契約は更新することができる。
13. 乙と丙とのハト電話の利用についての通信サービス契約が解除された場合、甲と乙のハト電話利用契約は終了する。また乙と丙とのハト電話の利用についての通信サービス契約の内容が変更された場合、甲と乙のハト電話利用契約もその変更内容に従い変更される。甲は上記の場合のハト電話契約の終了または内容の変更について、乙に対し、異議を申し立てたり、損害賠償請求等をする事はできない。
14. 甲はハト電話利用契約の内容を、正当な理由なく第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、甲の業務の為に、甲の従業員に開示する場合はこの限りではない。

以上

平成 29 年 月 日

住 所

甲 会社名

代表者名

印